

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 宗岡さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市上宗岡二丁目一六九番 二地先から同市上宗岡二丁目一 一三八番一地先まで		区 間
一二・一四 一五・九三	一〇・五三 一二・五五	敷地の幅員 (メートル)
四七・五九		延 長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考